

(目的)

第 1 条

この規則は、日本内分泌攪乱物質学会の研究発表会に関する運営と参加に関する事項を定めるものである。

(定義)

第 2 条 「学会」とは、日本内分泌攪乱物質学会を指す。

2. 「研究発表会」とは、研究発表会とは、講演、シンポジウム、ワークショップ、パネルディスカッション等の研究発表を通じ、内分泌攪乱物質研究の発展及び意見交換を目的とし、毎年 1 回定期的に開催する集会をいう。

3. 「参加者」とは、学術総会に登録し、参加する個人または団体を指す。

4. 「実行委員会」とは、該当年度の研究発表会を企画、運営を行う委員会を指す。

(研究発表会)

第 3 条 研究発表会は、原則として毎年 1 回に開催する。

2. 他学会との合同開催を行う際は、開催される年度の前々年度までに決定する。

(大会長)

第 4 条 年次研究発表会を運営するため、研究発表会大会長（以下「大会長」という）1 名を置く。

(大会長の選出、任期)

第 5 条 大会長は、理事会が推薦し、総会の承認を受けた上、学会長が委嘱する。

2. 任期は、委嘱された日から該当する研究発表会の開催・会計報告がなされるまでとする。

(大会長の職務)

第 6 条 大会長は、研究発表会の実行委員会と協力し、研究発表会の開催にかかる一切の業務を所掌する。

2. 大会長が職務を行うことができないときは、理事会が指名した代行者又は後任者が大会長の職務を行うものとする。

(実行委員会)

第 7 条 大会長は、実行委員会を設置しなければならない。

2. 実行委員会は、大会長が認める実行委員会に相応しい学会会員で構成される。

3. 実行委員会の任期は、委嘱された日から該当する研究発表会の開催・会計報告がなされるまでとする。

4. 実行委員会は、研究発表会のプログラムの企画、立案、運営等を行う。

5. 研究発表会のプログラムの概要は、開催前年の理事会に報告する。

6. 研究発表会の予算案は理事会で承認を得る。

(参加資格と登録)

第 8 条 研究発表会への参加は、学会会員（団体含む）、招待された者ならびに事前に所定の参加登録を行った者に限る。

2. 参加者は、会期前もしくは会期中に学会のウェブサイトもしくは会期中の受付を通じて、参加費を納入し、登録手続きを完了しなければならない。

（発表資格と発表演題）

第 9 条 研究発表会での筆頭発表演者は、日本内分泌攪乱物質学会または SETAC 会員、または非会員で招待された者に限る。

2. 発表の形式は、口演もしくはポスター掲示によるものとする。
3. 演題の登録ならびに抄録等の提出は研究発表会で定めた所定の方法を通じて行う。
4. 登録・提出された演題は実行委員会における所定の審査を経て、決定される。

（演題の査読・審査）

第 10 条 提出された演題は実行委員会内の査読委員によって審査される。

2. 審査基準には、研究倫理、演題の内容、方法論、結果の妥当性が含まれる。

（発表）

第 11 条 研究発表は実行委員会で定められた発表方法に従って行う。

2. 発表の際には、利益相反(COI)を明記する。

（賞と表彰）

第 12 条 優れた研究発表に対しては、学会から以下に挙げる賞ならびに副賞が授与される。

1. 森田賞（若手優秀発表賞）、副賞(2 万円) 最大 3 名

規約は別途定める。

2. トラベルグラント 若干名(大会予算により変動)

森田賞の受賞資格を有する筆頭発表者のうち、審査委員会より推薦のあった者に研究発表会予算より授与する。

なお、人数、金額は大会予算により変動する。

（倫理と行動規範）

第 13 条 参加者は、研究発表会において研究人として倫理的な行動を示さなければならない。

2. 嫌がらせ、差別、暴言等、学術的な場における不適切な行動は禁止する。

（規則の変更）

第 14 条 この規則の変更は、理事会および代議員会による。

会則の施行日：2024 年 1 月 5 日

2025 年 6 月 24 日改定